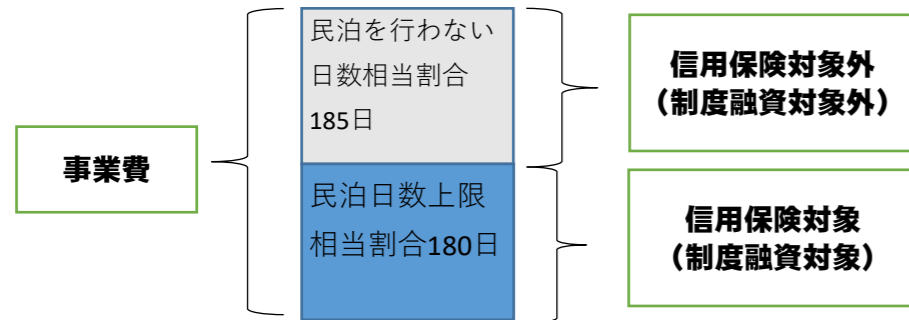


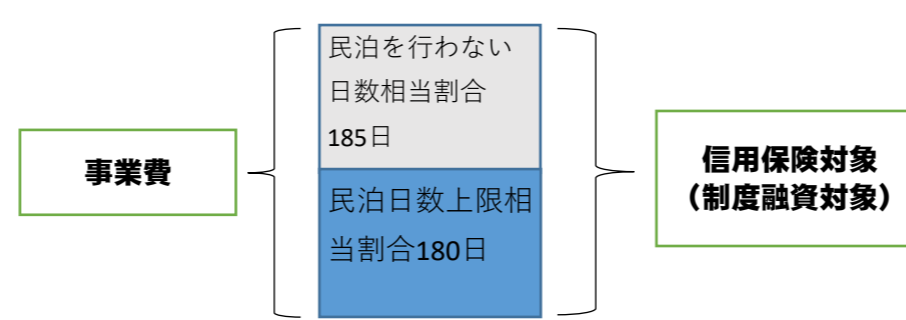
住宅宿泊事業（民泊）で活用できる県制度融資資金

1 信用保険法上の取扱い

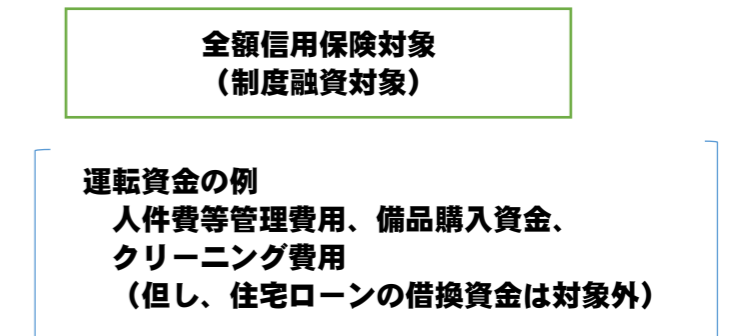
①住宅宿泊事業のみを営む場合（設備資金）



②住宅宿泊事業とその他の特定事業を兼業する場合（設備資金）



③住宅宿泊事業に係る運転資金



※店舗併用住宅の場合は①と同様の扱い（但し共用資金は全額制度融資対象）

2 住宅宿泊事業（民泊）で活用できる県制度融資資金

	創業資金	設備資金			一般事業資金	
	創業支援資金（各種認定枠含む）	①チャレンジ応援資金	②チャレンジ応援資金（小規模企業枠）	③チャレンジ応援資金（認定枠）	小規模企業者支援資金	経営強化資金
資金使途	設備・運転・運設	設備・運転・運設	設備・運転・運設	設備・運転・運設	設備・運転・運設	設備・運転・運設
融資限度額	1500万円～3500万円（各種認定枠は1500万円まで）	2億8000万円	5000万円	5000万円	2000万円	5000万円
融資期間（据置）	7年（1年）	設備15年(1年) 運転10年(1年)	設備15年(1年) 運転10年(1年)	設備15年(1年) 運転10年(1年)	10年(1年)	10年(1年)
融資利率	0%（各種認定枠） ※認定枠以外は1.575%	金融機関所定	金融機関所定 又は 1.775%	0%	金融機関所定 又は 1.775%	金融機関所定 又は 2.075%
保証料率	0%（各種認定枠） ※認定枠以外は0.8%	0%～1.20%	0%	0%	0.23%～1.59%	0.45%～1.56%
融資条件	（各種認定枠） ①女性・若者（35歳未満）・シニア（55歳以上）・U I J ターン該当者 ②新規性・独創性のある事業計画 ③奈良の木を利用 ④奈良県の南部・東部地域で創業のいずれか （離職者等は保証料のみ0%）	設備投資を伴う事業資金を必要とする方で、既存事業の拡大等の一環として行う者	①チャレンジ応援資金の要件に加え、小規模企業者	①チャレンジ応援資金の要件に加え、新規性・独創性ある事業計画または奈良の木を利用した事業計画	小規模企業者で事業資金を必要とする方	事業資金を必要とする方

※創業支援資金（宿泊施設認定枠）、既存事業者による宿泊施設開業支援資金、宿泊施設増改築・設備整備支援資金は旅館業法の許可を取得して営業する者を対象としているので民泊事業者は対象としていない。